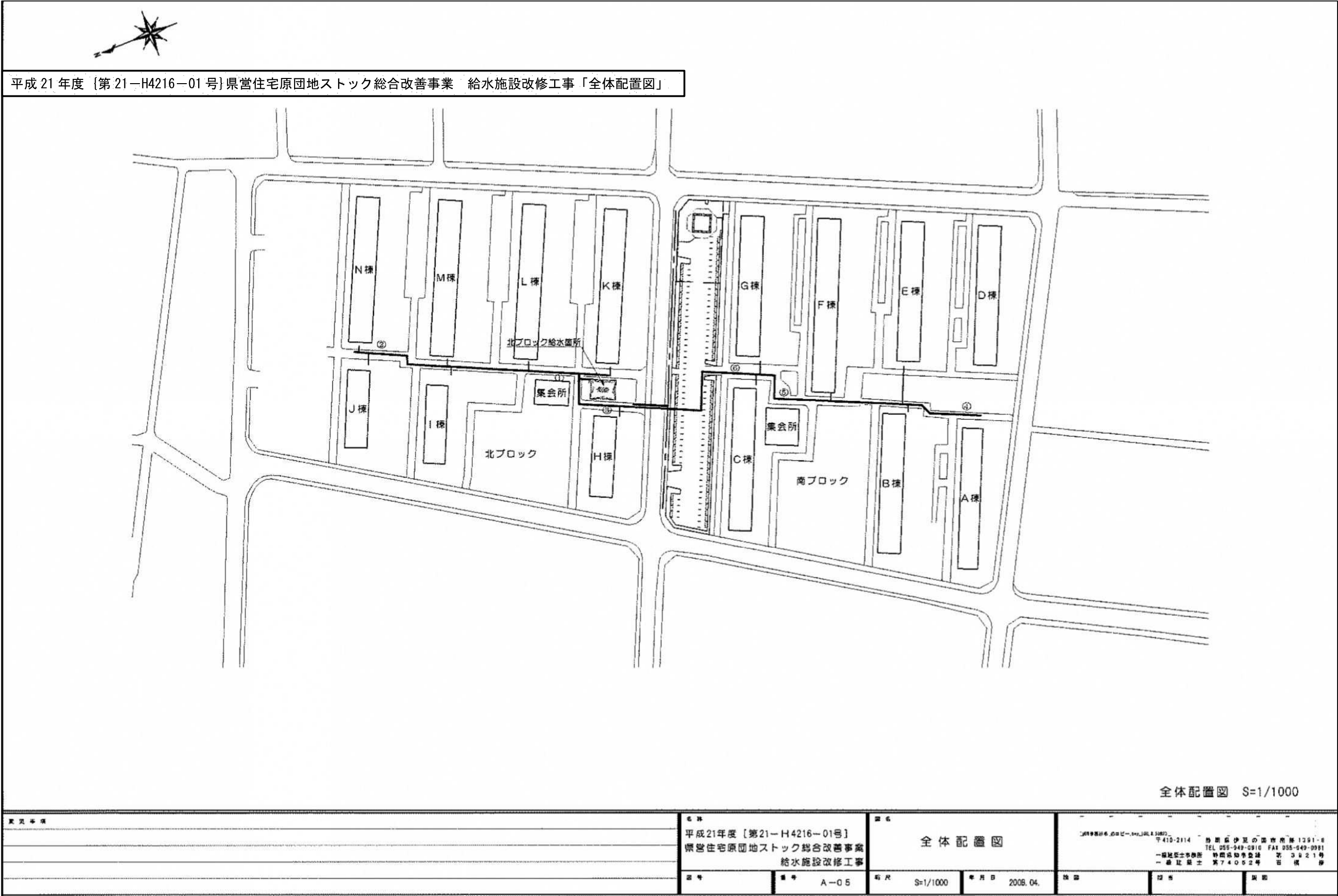


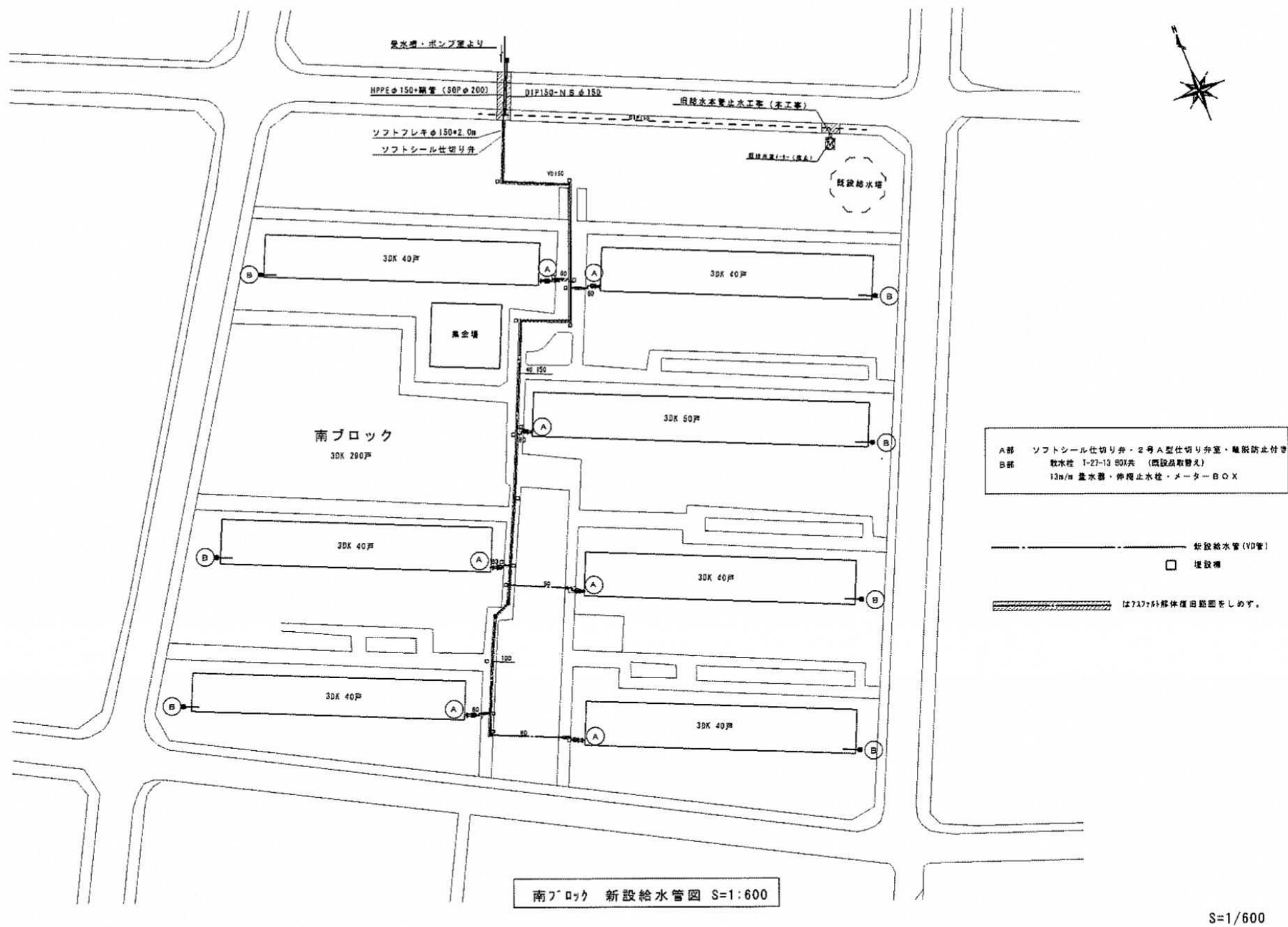




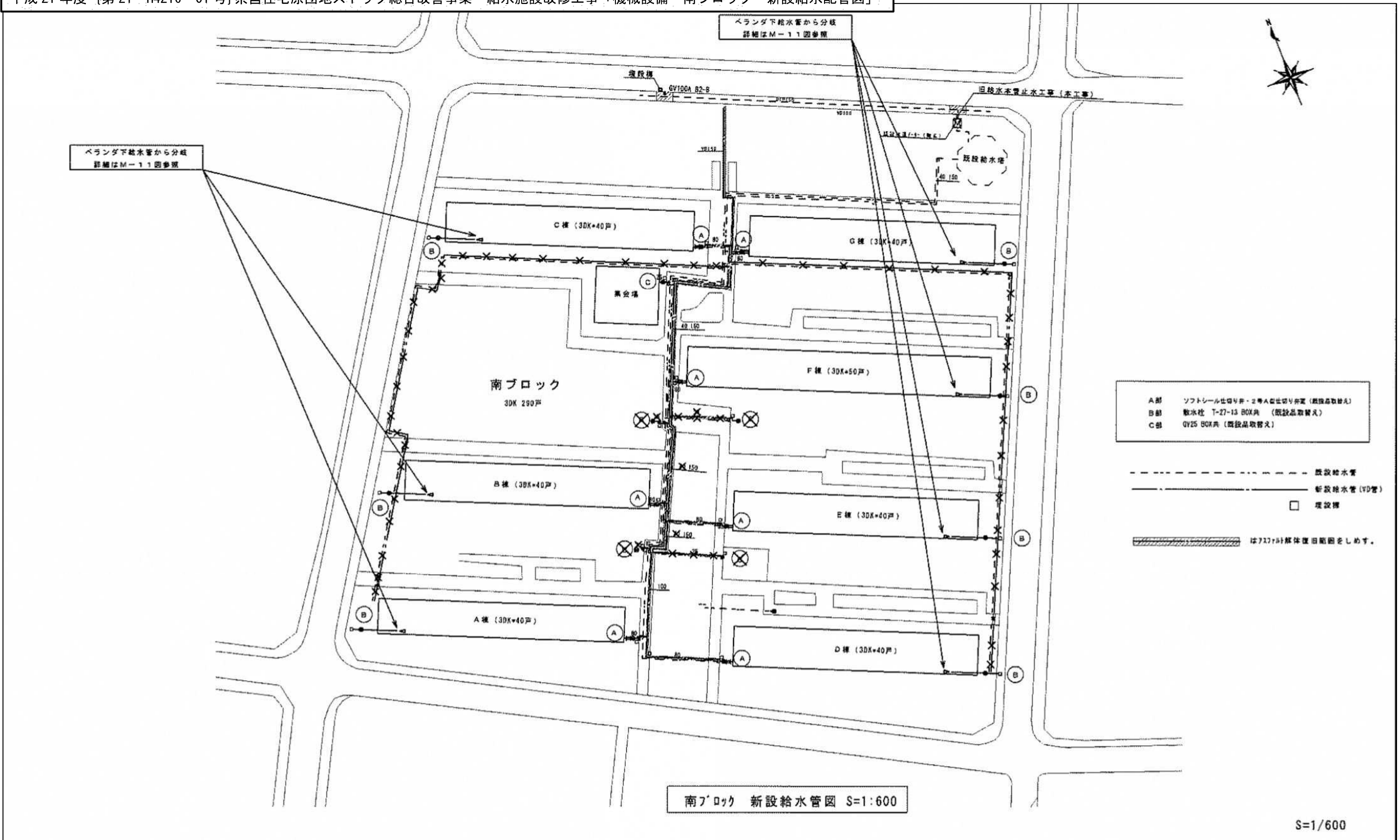
【1/1000】

【 添付資料 8 】 団地内の水道施設図



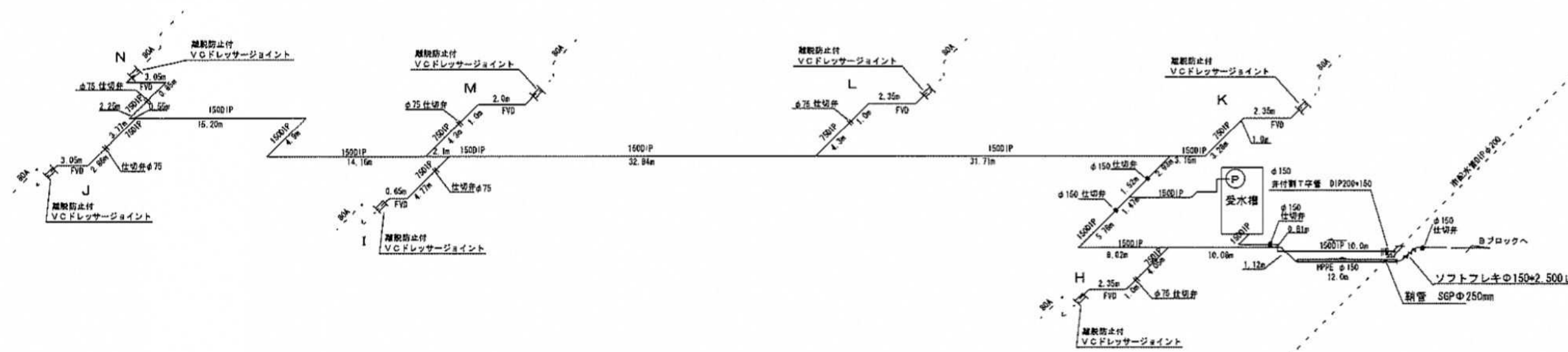


版 号	訂 正	図 名	工 事 名	DATSEI 株式会社 大 石 設 備	工事番号	原 図 名	作 成 者	新 築 名	種 別 設備 南ブロック 新設給水配管図	縮小倍率
第 1 版		第 工 株式会社 大 石 設 備	平成21年度【第21-H4216-01号】 県営住宅団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事	建設部建築課大石事務所 〒81-935-747-7215				平成22年 3月 10日	1/10、1/20、1/30、1/50、1/100、1/600	M-O

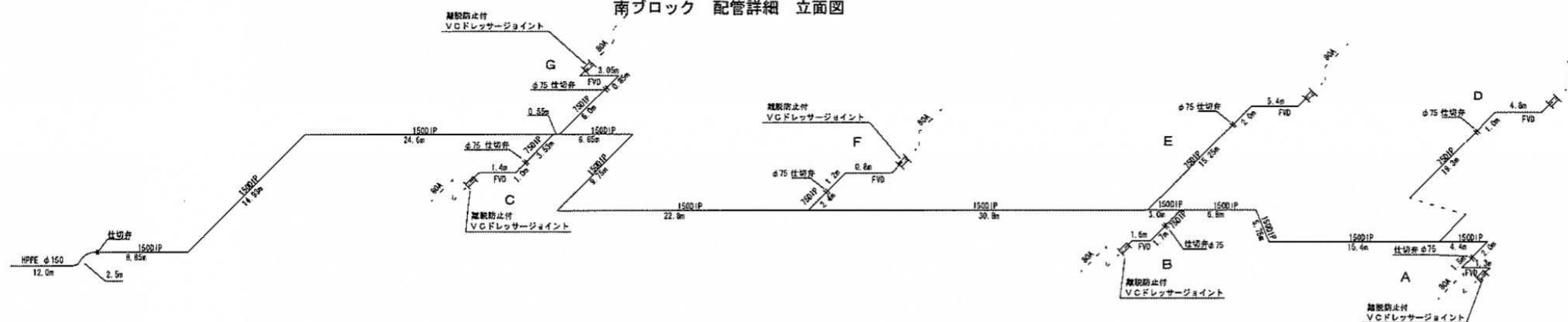


図名	名称	図名	図名
図号	平成21年度 [第21-H4216-01号] 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事	機械設備 南ブロック 新設給水配管図	図名
図号	番号 M-09 変更	図尺 S=1/600	図尺
図号	年月日 2008.04.	図号	図号

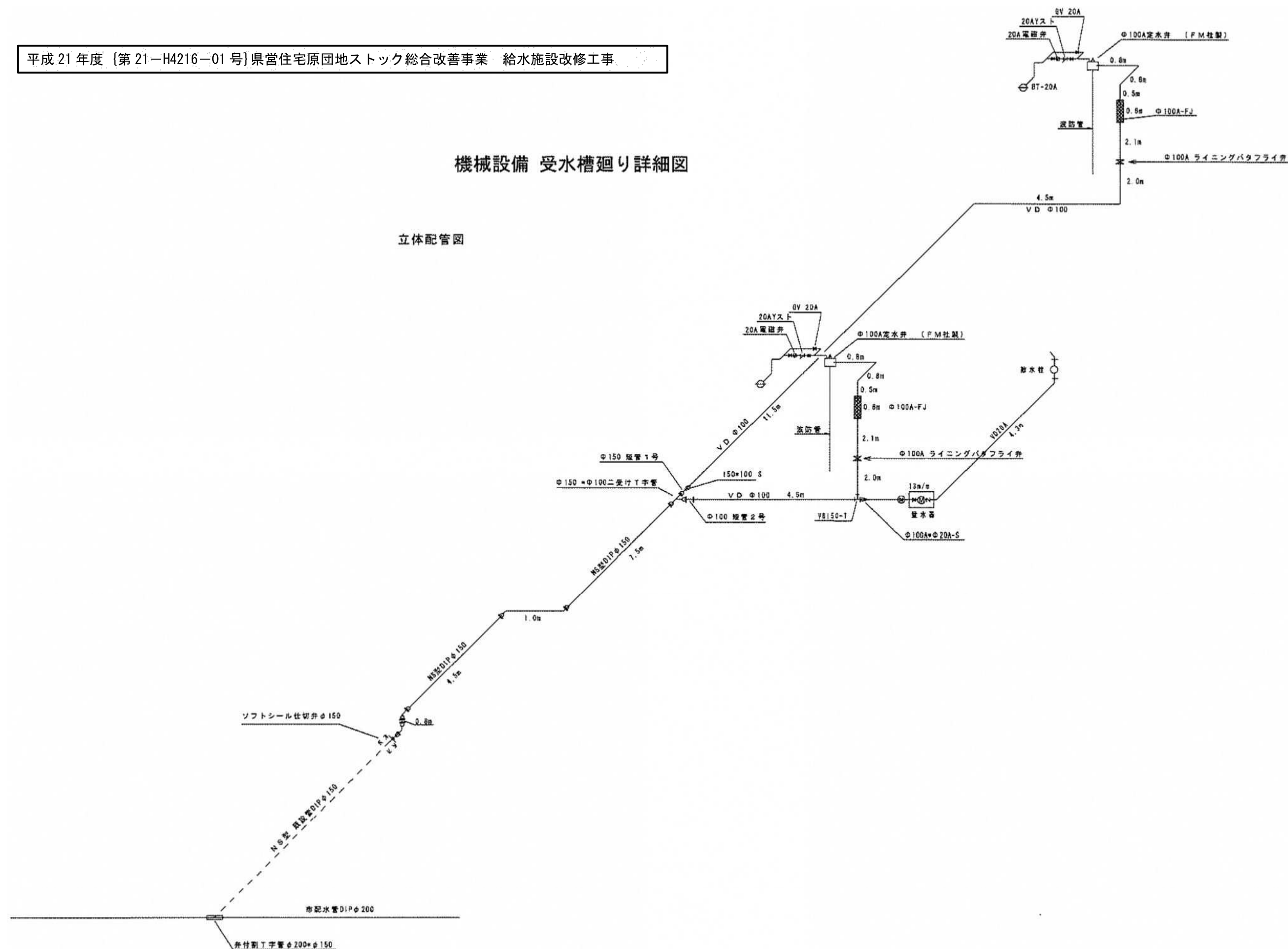
北ブロック 配管詳細 立面図

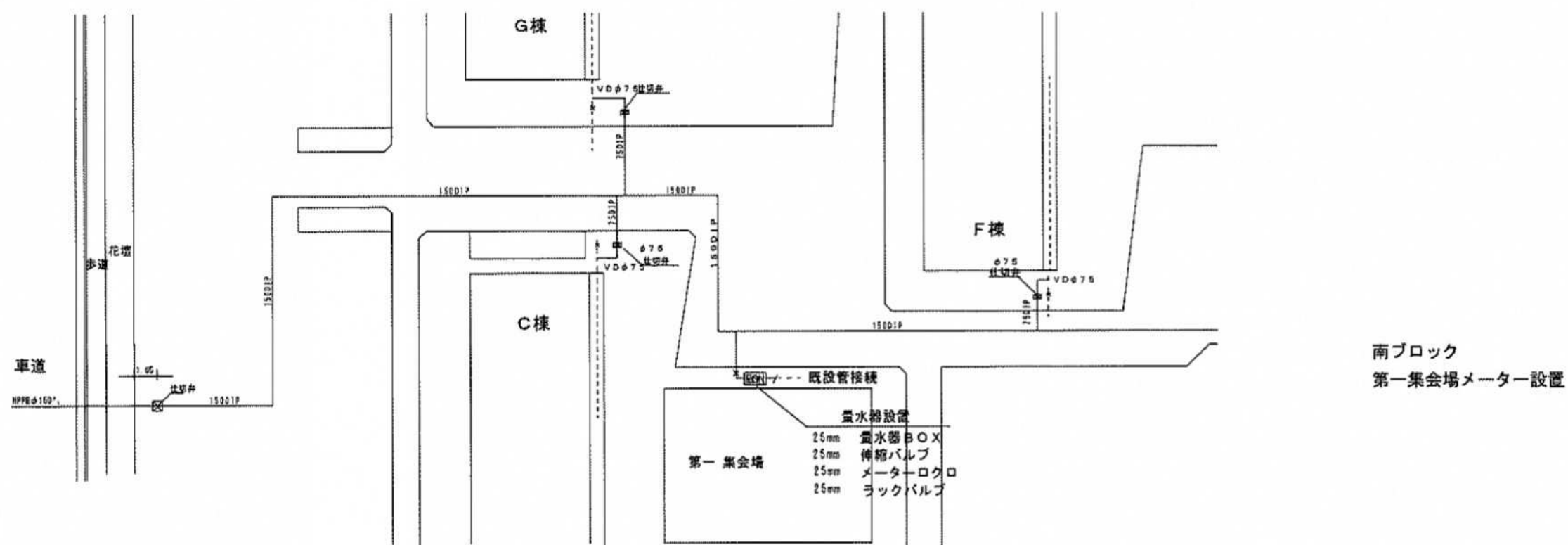
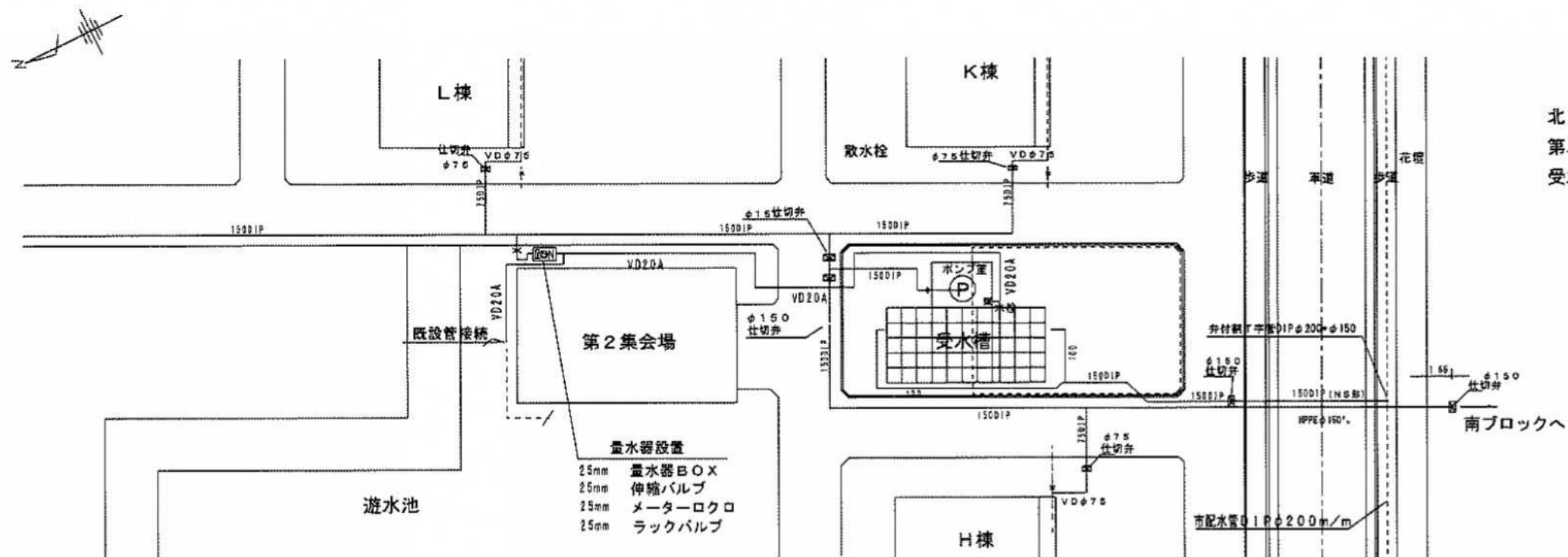


南ブロック 配管詳細 立面図

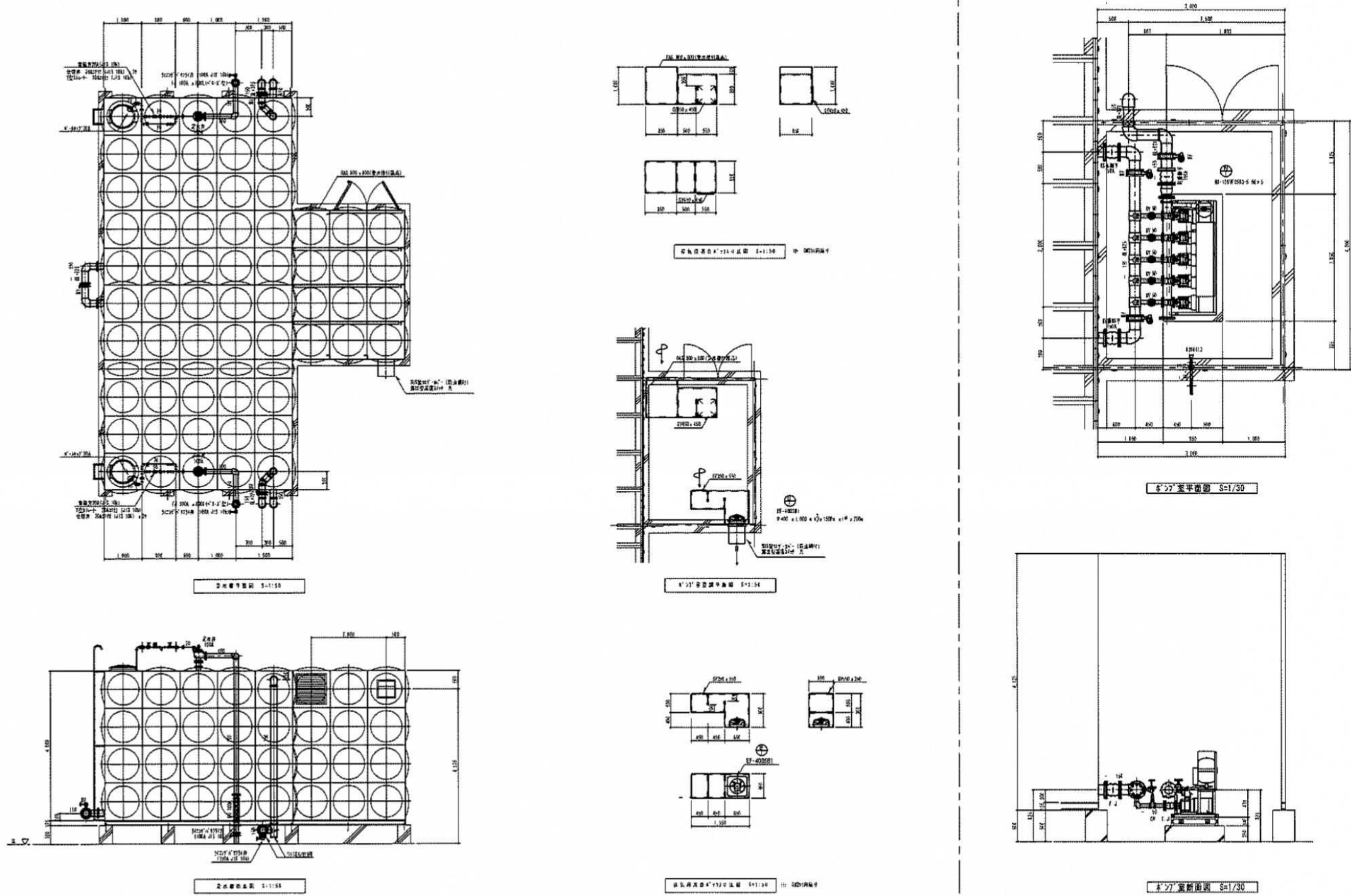


立体配管图





変更事項 変更内容	名称 平成21年度 [第21-H4216-01号] 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事	図名 機械設備 集会場廻り 新設給水配管図	図号 M-15 追加
図名 メーター設置	図号 M-15 追加	縮尺 S=1/250	年月日 検査 提出 製図
備考 備考	備考 備考	備考 備考	備考 備考



図番	内容	作成	確認	承認	設計	監理	施工	竣工	備考
第 1 版									

PU-1 給水ポンプユニット	
推定末端圧力一定 自動制御 インバーター方式	
5 台並列 5 台ポンプ運転	
50φ x 125φ x 1.600lit/min x 440 x 5.5kw	
制御盤仕様	
受水槽 2 槽式対応 (5P 切替スイッチ付) 777H 付	
流入電磁弁方式 (3P 切替スイッチ付)	
管轄 2 分 - 5 分間停止 3 分 - 内蔵	
管轄用 (1/2) 付 外部出力端子付	
コンクリート基礎 (建築工事)	

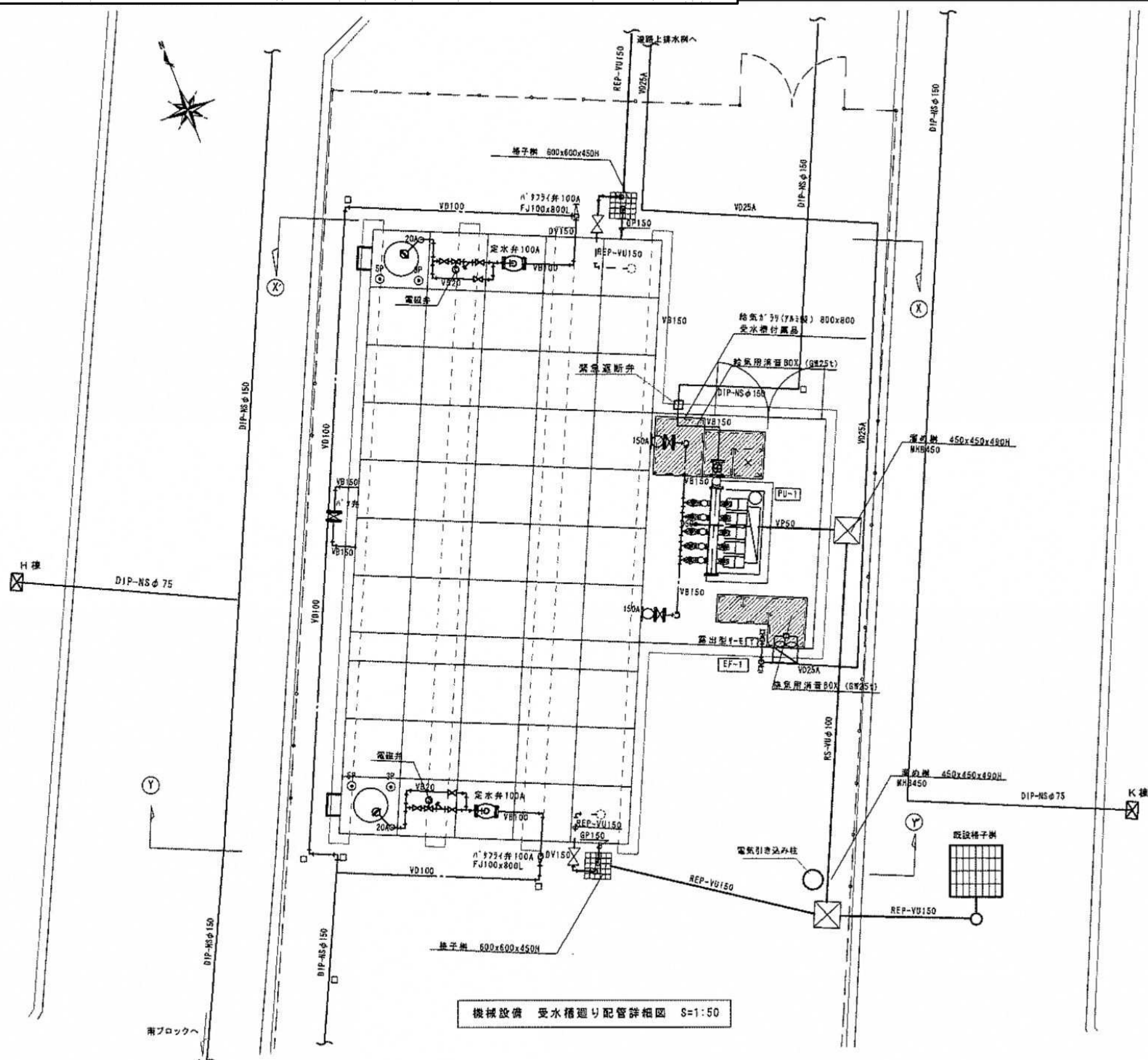
弁類	
吐出側	3/4インチ 9754 弁 125A (JIS10k) 防振継手 125A FJ125A 800L (1/2-2"型)
吸込側	仕切弁 50A 27付 JIS10k x 5 防振継手 50A x 5

TW-2 受水槽	
SUS製 5.000 x 10.500 x 4.000H	
単層型 二槽式 耐震基準 K=1.00	
円形 600 円形 取付可能型	
6" x 2" 型 SUS製 3.000 x 10.500 x 4.000H	
給気 2" (7/8) 800 x 800) は 受水槽付属品	
有圧配管取付開口及び補強 3/4インチ基礎 (建築工事)	

弁類	
入水側	定水弁 100A x 2 3/4インチ 9754 弁 (100A JIS 10k) x 2 FJ 100A x 800L (1/2-2"型) x 2 仕切弁 20A27付 (JIS 10k) x 6 電磁弁 20A (JIS 10k) x 2 Y型ストレーナー 20A27付 (JIS 10k) x 2 6" x 2" 20A x 2
出水側	3/4インチ 9754 弁 150A (JIS 10k) x 3 防振継手 150A x 3 6" x 2" 弁 3/4インチ 9754 弁 150A x 1
排水側	3/4インチ 9754 弁 150A (JIS 10k) x 2 SUS防虫網 150A x 2
万能水栓	T200S13

排水側	SUS防虫網 150A x 2
-----	-----------------

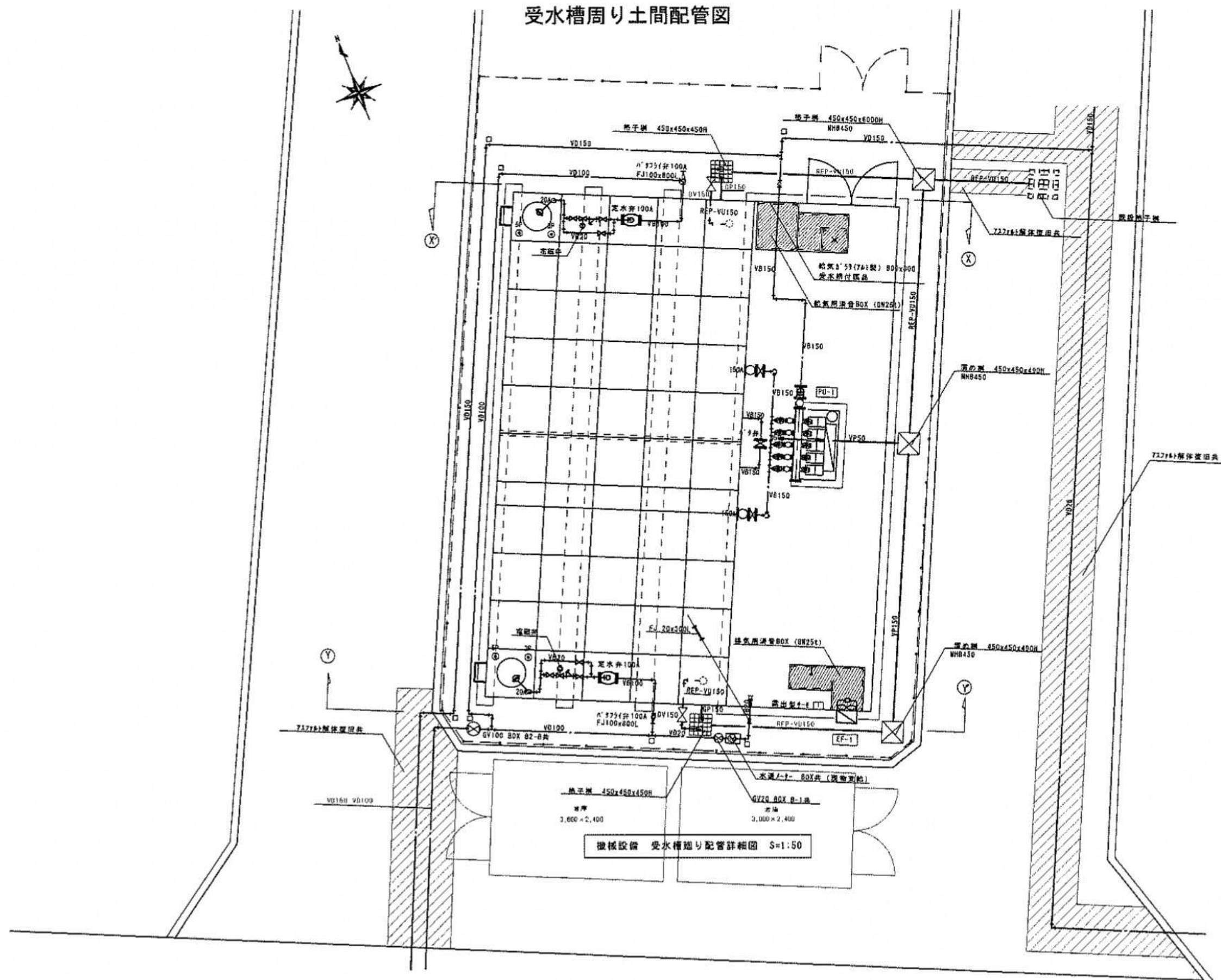
EF-1	有圧換気扇
φ400 x 1.000 mm 150Pa x 1 φ x 200W	
SUS製の「カバー」(防虫網付) 露出型 27付 共	



機械設備 受水槽廻り配管詳細図 S=1:50

図番	IT	図名	図尺	作成	校核	承認	図面番号
第 1 版	正	平成 21 年度 {第 21-H4216-01 号} 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事 株式会社 大石 設備	1/50	2009.03.10			M-05

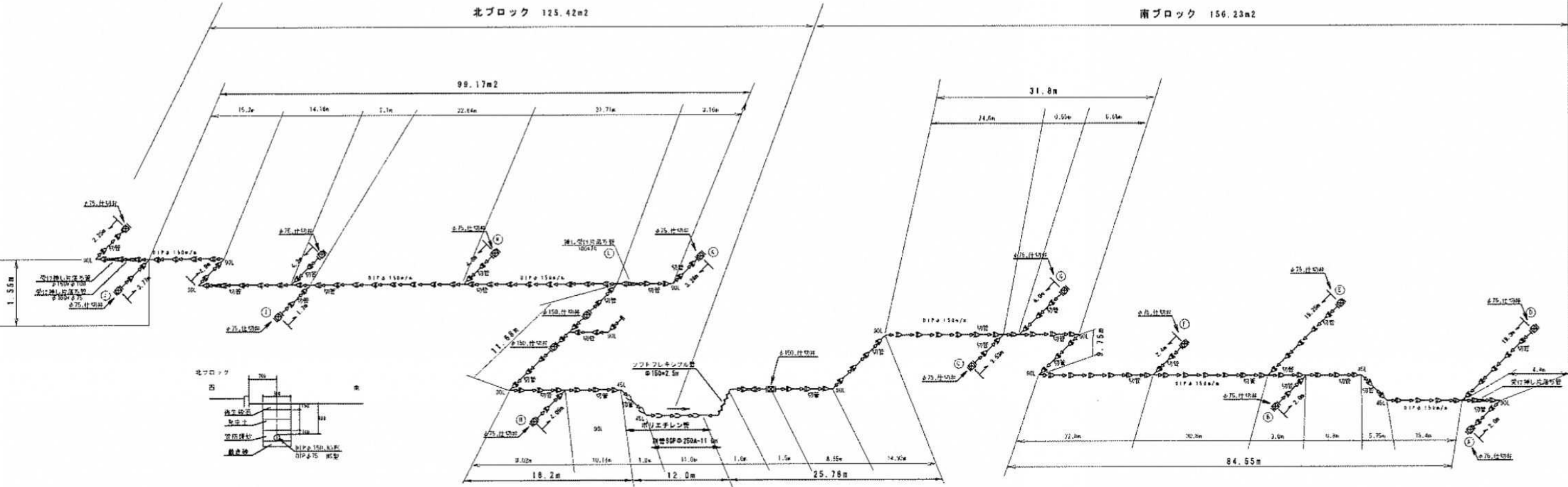
受水槽周り土間配管図



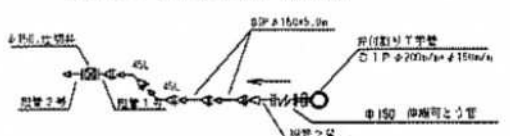
機材設備工事 新設給水配管図
NS 形新鉄管配管図

φ 150mm/m 125.42m+156.23m=281.65m
φ 75mm/m 23.65m+50.48m =74.13m
合計 355.78m

北ブロック 125.42m² 南ブロック 156.23m²

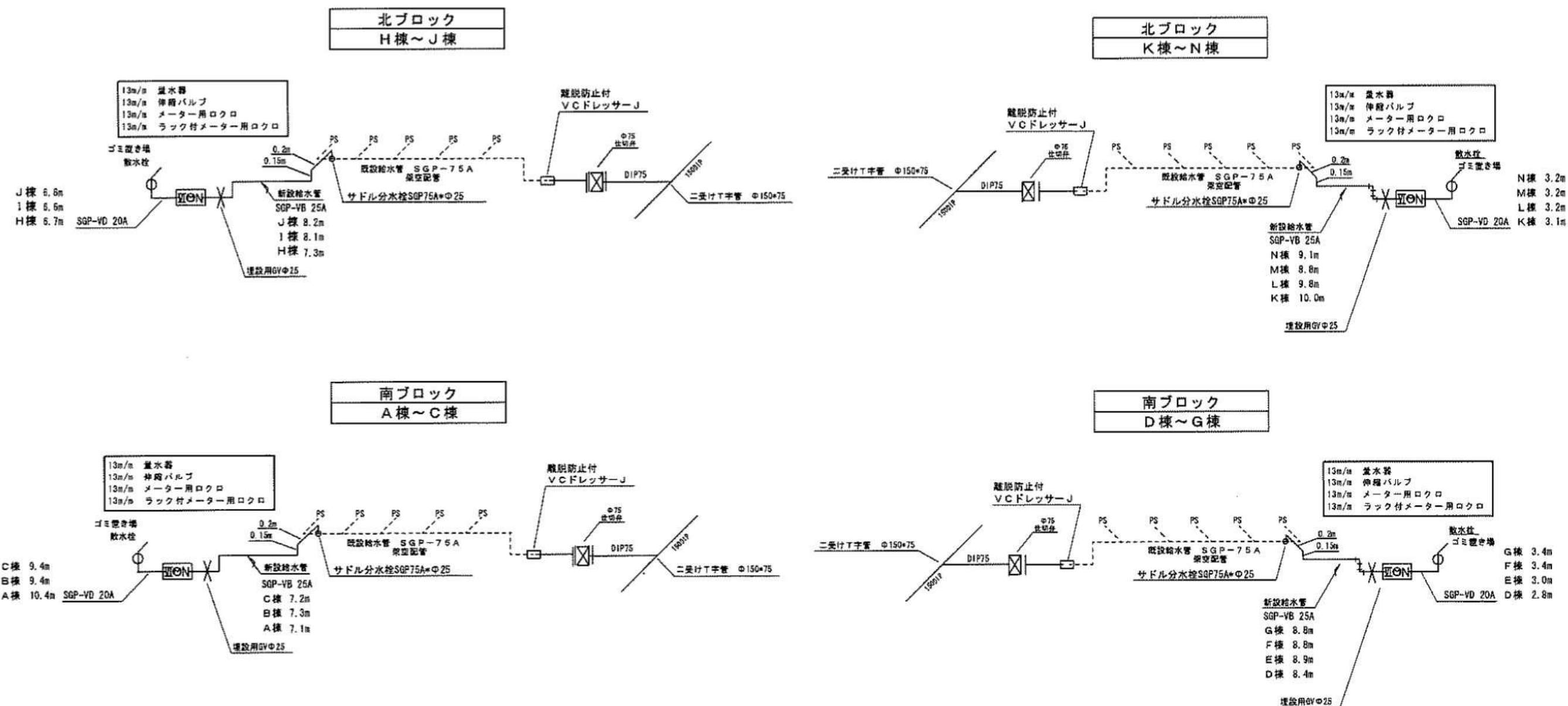


給水管取り出し箇所、詳細図



図名	NS形新鉄管配管詳細図	図番	M-13追加
比例尺	1/10, 1/20, 1/30, 1/50, 1/100, 1/200	作成	
設計	平成21年度 {第21-H4216-01号} 県営住宅原団地ストック総合改善事業 給水施設改修工事	監工	
設計者	(株)大石設備	設計者	
設計者	砂間川田洋行大蔵ビル TEL 0563-221111	設計者	

立体配管図

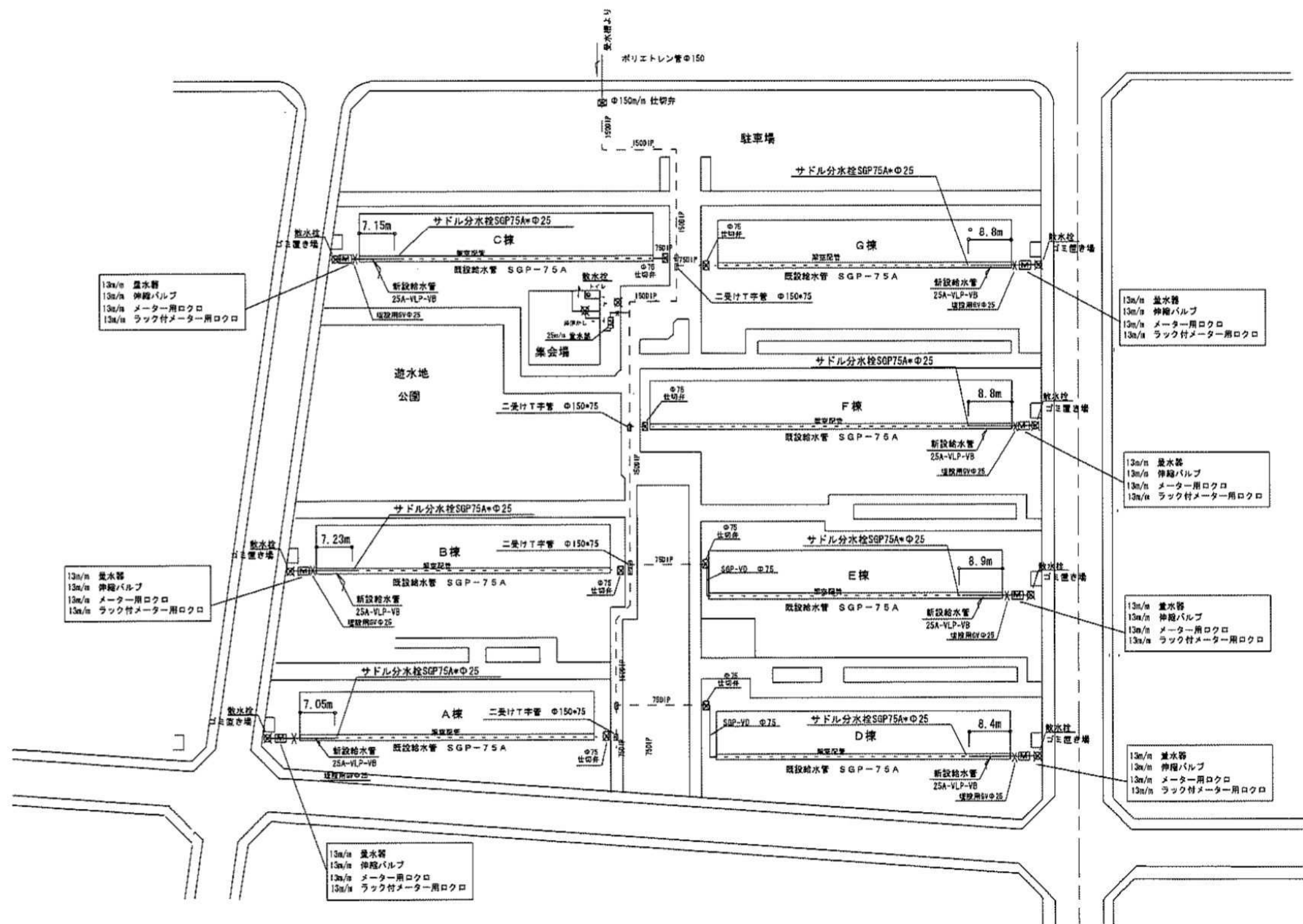


定 型 書 様 						名 称 平成21年度〔第21-H4216-01号〕 横浜府営須田池ストック総合改修事業 給水施設改修工事		図 名 機械設備 北・南ブロック 散水栓配管図		設計者 (株)東横建設工務店 〒410-2114 静岡県伊豆の国市民権1391-8 TEL 055-949-0910 FAX 055-949-0981 一般社団法人所轄 防衛省防衛庁 一級建築士事務所 設 計 室 21号 一級建築士 課 74052号 司 機 庫	
図 号		番 号 M-12 追加		縮 尺 NO-SCALE		年 月 日		積 面		備 考	

集会場：散水栓（ゴミ置き場）配管工事

南ブロック

S=1/600

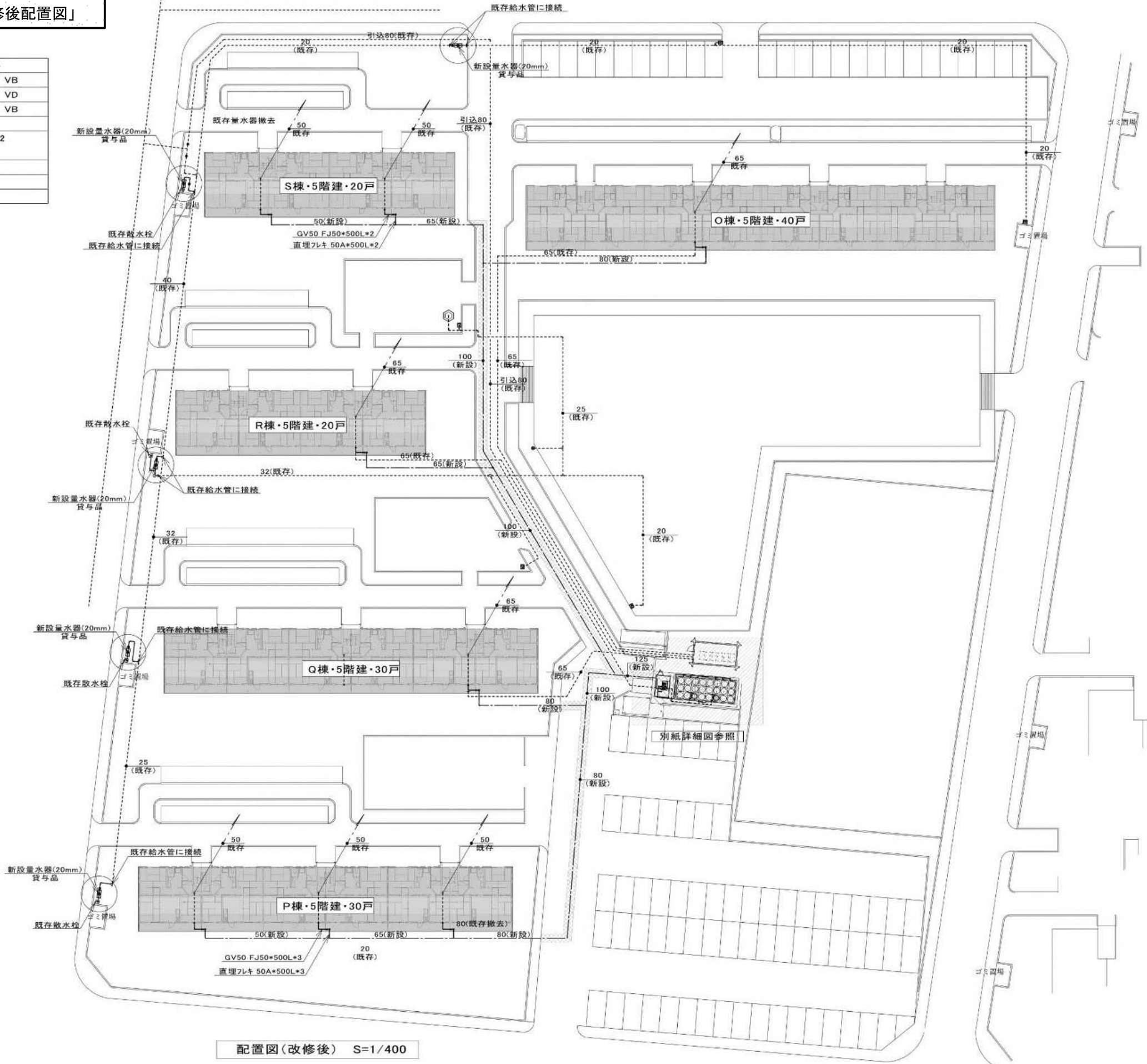


変更事項	名称	図名	図号
	平成21年度 [第21-H4216-01号]	機械設備	南ブロック 散水栓廻り配管図
	県営住宅原団地ストック総合改善事業	給水施設改修工事	図尺 S=1/600
	図号	図号 M-11	年月日
		図尺	図名

平成 23 年度 県営住宅原団地 給水施設改修工事「改修後配置図」

凡例

配管名称	記号	仕様・材料等	規格
給水管（一般）	----	水道用内面硬質塩ビライニング鋼管	JWWA K 116 VB
給水管（屋外埋設）	----	水道用内外面硬質塩ビライニング鋼管	JWWA K 116 VD
既存給水管	-----	水道用内面硬質塩ビライニング鋼管	JWWA K 116 VB
フレキシブル継手	—○—	SUS製ヘローズ形	
仕切弁	※※	50A以下 管端コア付 65A以上ナイロンコーティング	JIS 10kg/cm2
既存量水器			
既存散水栓			
舗装解体復旧範囲			



配置図（改修後） S=1/400

revisions

UEDA 建築設備事務所
〒419-0205 富士市天間1442-1-103 TEL 0545 71-7237
一級建築士事務所登録 第5659号 設備設計一級建築士登録 第865号
建築設備士登録 42C2-7110R1

project no. 平成23年度 県営住宅原団地
給水施設改修工事
date drawn by checked by

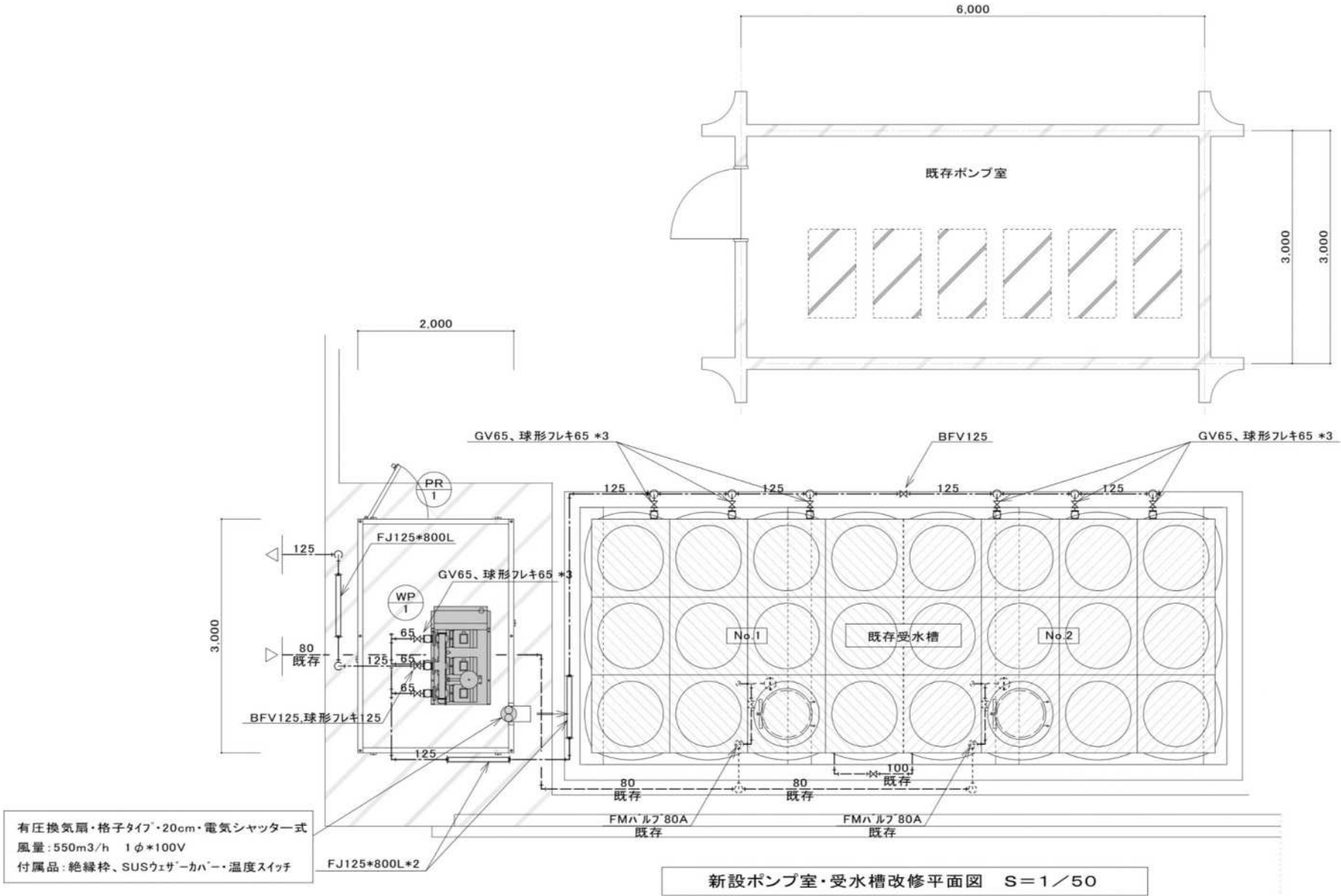
改修後配置図

scale S=1/400

P-03

■新設加圧給水ポンプ機器表

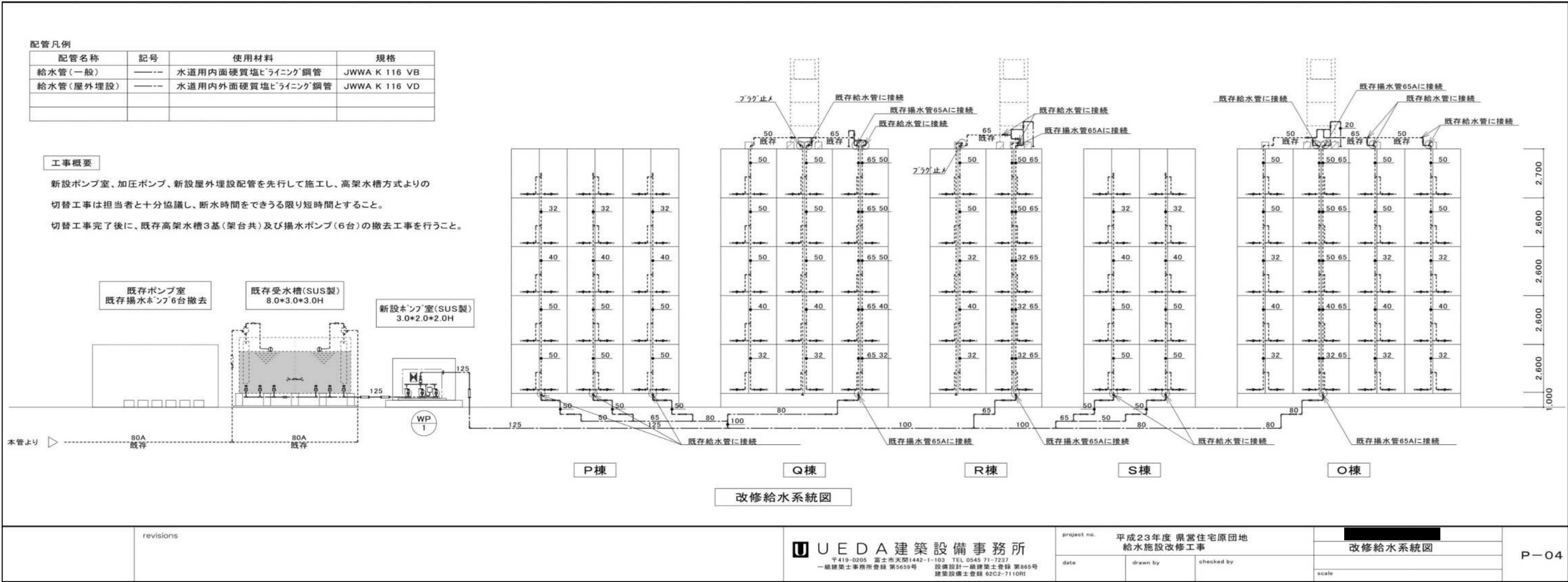
記号	機 器 名	機 器 仕 様	電 圧 50HZ		台 数	備 考
			相 Φ	電 圧 V	出 力 Kw	
WP-1	加圧給水ポンプ	形 式：推定末端圧一定インバーター制御 3台ロータリー運転(3台同時運転有) 能 力：吸込口径65mm × 吐出口径 100mm 吐出量 1,000 $\frac{L}{min}$ × 全揚程 35m 付 属 品：制御盤(ポンプ故障、受水槽満減水警報出力端子付)	3	200	5.5kw*3	1
PR-1	ポンプ室	形 式：ステンレスパネル溶接型ポンプ室 形 状：2,000×3,000×2,000H 耐震 KH=1.0 付 属 品：平架台 溶融亜鉛メッキ 詳細は別紙詳細図参照の事				1



工事概要
受水槽No.1系統を先行して新設加圧ポンプ系統に切替工事を行う。
切替工事はO棟、Q棟、R棟の1棟ごとに順次切替工事を行う。
切替工事完了後に、NO2受水槽の接続工事を行い、揚水ポンプ・高架水槽の撤去工事を行う。
既存揚水管は露出部分(屋内、屋外)はバルブ類共にすべて撤去する。

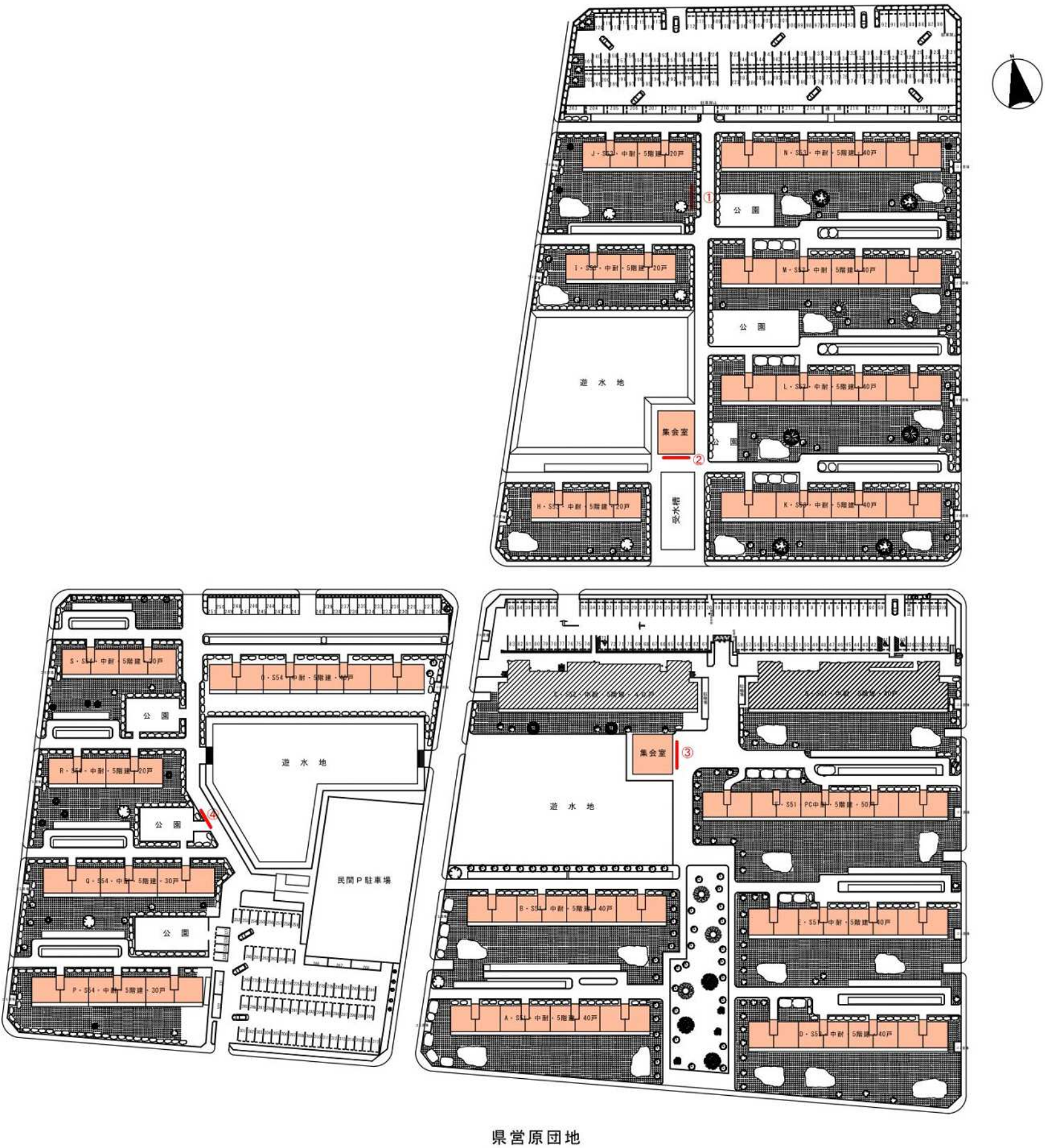
新設ポンプ室・既存受水槽改修平面図 S=1/50

平成 23 年度 県営住宅原団地 給水施設改修工事
「改修給水系統図」

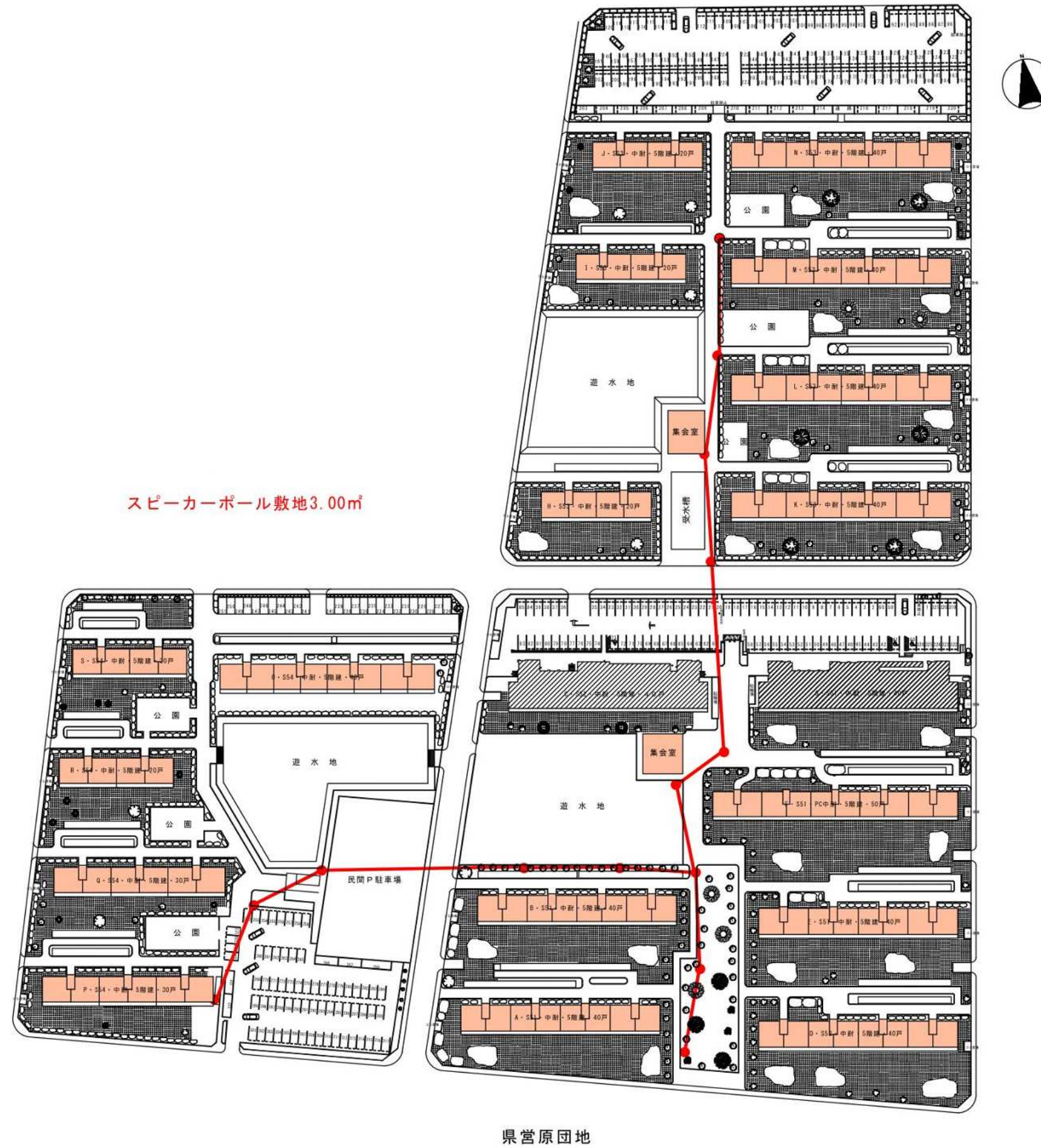


【 添付資料 9 】 建替エリア内の移設物位置図

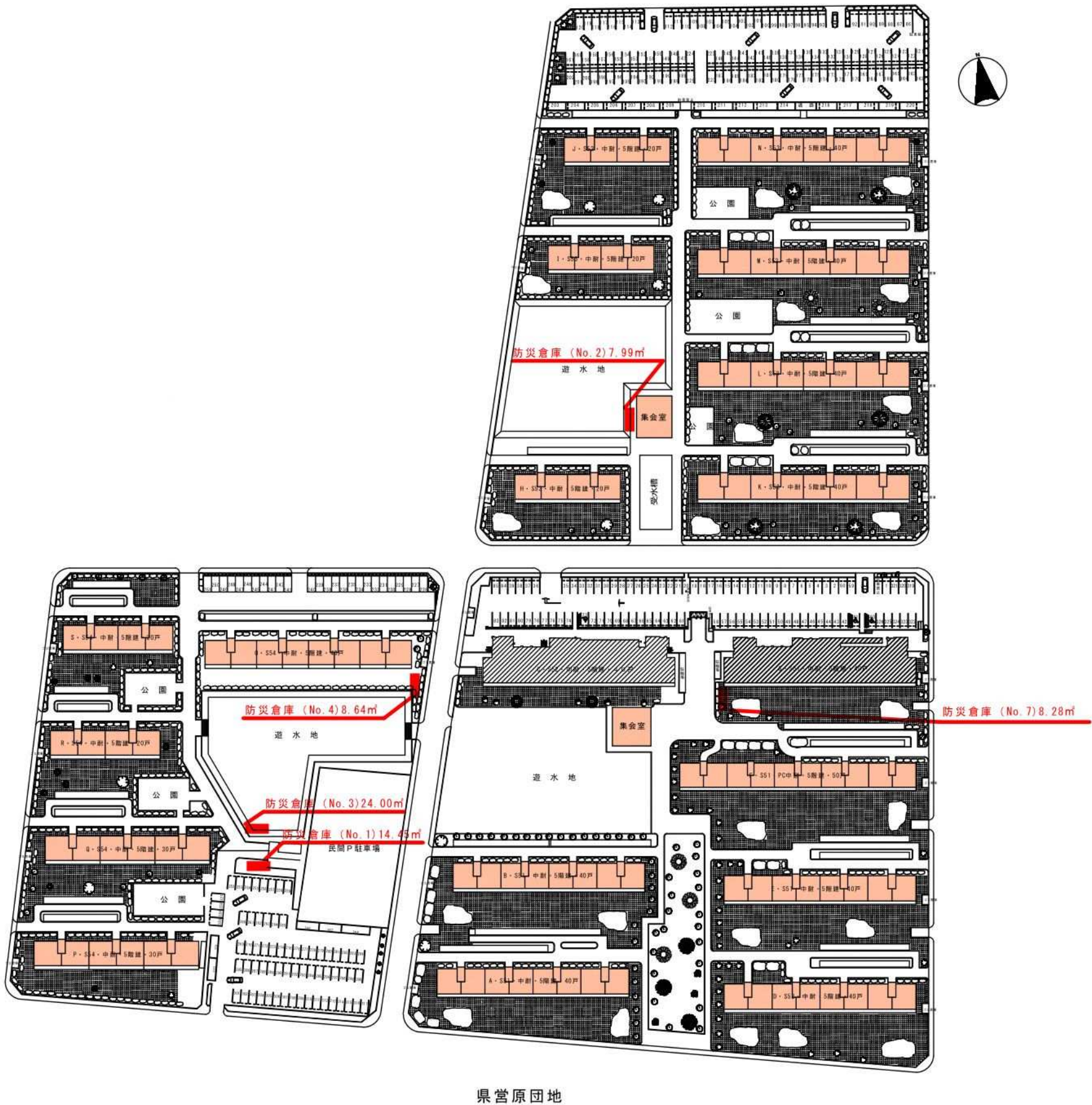
自治会掲示板



スピーカーボール

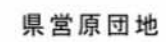


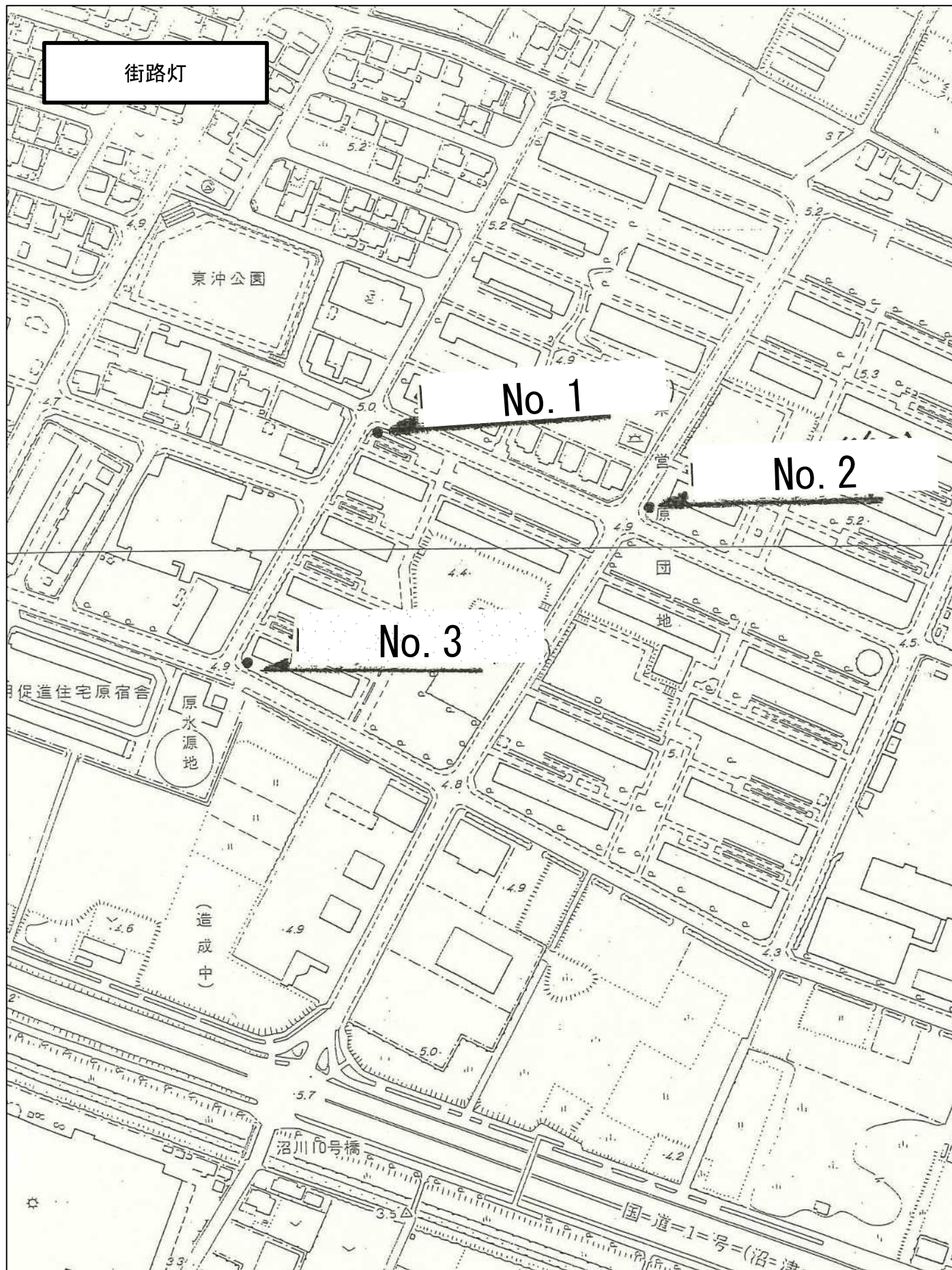
防災倉庫



県営原団地

自治会倉庫





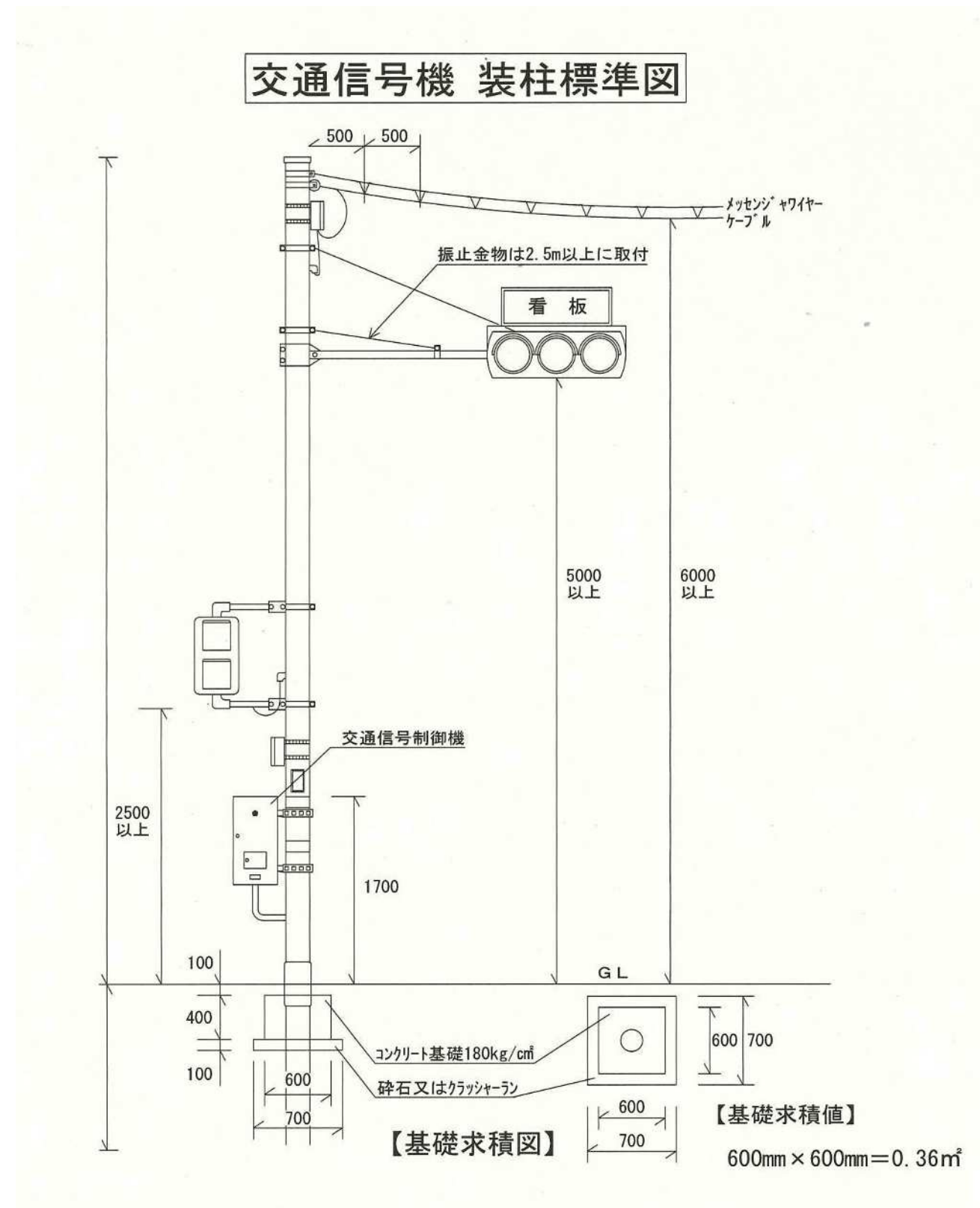
No.1



No.2



No.3



信号機



凡例

● コンクリート柱

種 別		専 用 柱						借 用 柱				合 計
		コン リート柱		鋼 管 柱		計	電 力	N T T	デ ザ イ ン	そ の 他	計	
		m	10m	9m	10m							
柱												
本数	官地 民地											

所轄署	沼津	番号	315	L	設計	2018年02月	承認	縮尺	1/250	設置場所	沼津市大塚1029番地の1	地点名	原団地中
-----	----	----	-----	---	----	----------	----	----	-------	------	---------------	-----	------

【 添付資料 10 】 公営住宅等整備基準適合チェックリスト

公営住宅等整備基準適合チェックリスト

公営住宅等整備基準(平成 10 年建設省令第 8 号)適合チェックリスト

項目		公営住宅等整備基準の規定項目	確認欄	備考	
健全な地域社会の形成		周辺地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮している。(第 2 条関係)	☐		
良好な居住環境の確保		安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう配慮されている。(第 3 条関係)	☐		
費用の縮減		設計の標準化、合理的工法の採用等に努めることにより、建設及び維持管理に関する費用の縮減に配慮している。(第 4 条関係)	☐		
敷地	位置の選定	災害、公害等による居住環境阻害の回避及び通勤、通学等の日常生活の利便を考慮している。(第 5 条関係)	☐		
	敷地の安全等	軟弱地盤等の場合に地盤改良等安全上必要な措置が講じられている。(第 6 条第 1 項関係)	☐		
		必要に応じ、雨水及び汚水を有効に排出又は処理するための施設が設けられている。(第 6 条第 2 項関係)	☐		
公営住宅等	公営住宅	住棟等の基準	日照、通風等の確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮している。(第 7 条関係)	☐	
		住宅の基準	防火避難及び防犯のための措置が適切となっている。(第 8 条第 1 項関係)	☐	
			住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置※が講じられている。(第 8 条第 2 項関係) ※評価方法基準第 5 の 5 の 5－1（3）の等級 5 の基準を満たすこととなる措置。	☐	(適合しない場合の理由)
			住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置※が講じられている。(第 8 条第 2 項関係) ※評価方法基準第 5 の 5 の 5－2（3）の等級 6 の基準を満たすこととなる措置。	☐	(適合しない場合の理由)
			住宅の床及び外壁の開口部には遮音性能の確保を適切に図るための措置※が講じられている。(第 8 条第 3 項関係) ※評価方法基準第 5 の 8 の 8－1（3）イの等級 2 又は評価方法基準第 5 の 8 の 8－1（3）ロ①c の基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第 5 の 8 の 8－1（3）ロ①d の基準）を満たすこととなる措置及び評価方法基準第 5 の 8 の 8－4（3）の等級 2 の基準を満たすこととなる措置	☐	(適合しない場合の理由)
			構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置※が講じられている。(第 8 条第 4 項関係) ※評価方法基準第 5 の 3 の 3－1（3）の等級 3 の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第 5 の 3 の 3－1（3）の等級 2 の基準）を満たすこととなる措置	☐	(適合しない場合の理由)
			給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置※が講じられている。(第 8 条第 5 項関係) ※評価方法基準第 5 の 4 の 4－1（3）及び 4－2（3）の等級 2 の基準を満たすこととなる措置	☐	(適合しない場合の理由)
		住戸の基準	25 m ² 以上となっている。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。(第 9 条第 1 項関係)	☐	(適合しない場合の理由及びその面積)
			台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられている。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。(第 9 条第 2 項関係)	☐	(適合しない場合の理由)
			居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置※が講じられている。(第 9 条第 3 項関係) ※居室の内装の仕上げに評価方法基準第 5 の 6 の 6－1（2）イ②の特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第 5 の 6 の 6－1（3）ロの等級 3 の基準を満たすこととなる措置	☐	(適合しない場合の理由)
	住戸内の各部	住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性を適切に確保するための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置※が講じられている。(第 10 条関係) ※評価方法基準第 5 の 9 の 9－1（3）の等級 3 の基準を満たすこととなる措置	☐	(適合しない場合の理由)	
	共用部分	通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置※が講じられている。(第 11 条) ※評価方法基準第 5 の 9 の 9－2（3）の等級 3 の基準を満たすこととなる措置	☐	(適合しない場合の理由)	
	附帯施設	自転車置場、物置、ごみ置場等必要な施設が適切に設けられている。(第 12 条関係)	☐		
	共同施設	児童遊園	住戸数、敷地の規模・形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切な位置及び規模となっている。(第 13 条関係)	☐	(整備面積 m ²)
		広場及び緑地	良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されている。(第 15 条関係)	☐	
		通路	敷地の規模、形状等に応じて、日常生活の利便、通行の安全等に支障がないよう合理的に配慮されている。(第 16 条第 1 項関係)	☐	
			階段部に補助手すり又は傾斜路が設けられている。(第 16 条第 2 項関係)	☐	

(備考)

1. 評価方法基準とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項に規定する評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）をいう。
2. 公営住宅等整備基準第 8 条第 2 項から第 5 項まで、第 9 条第 3 項、第 10 条及び第 11 条の規定における適合しない場合の理由としては、例えば次に掲げる場合が想定される。
 - 第 9 条第 3 項の規定について、該当する材料等の入手が困難な場合
 - 第 11 条の規定について、小規模な事業（1 棟当たりの戸数が 10 戸未満で、階数が 3 のものをいう。）において、エレベーターの設置に係る基準に基づく施行が著しく非効率となる場合
 - 改正後の公営住宅等整備基準及び告示の公布前に設計を終了し、計画通知又は建築確認を行っている場合

【 添付資料 11 】 公営住宅法等の床面積の算定方法等について

◎公営住宅法床面積算定基準

○床面積算定方法

1 床面積の区分

床面積は住戸専用部分と共用部分に区分する。

2 住戸専用部分

住戸専用部分とは、居住の用に供する部分とする。

パイプシャフト、メーターボックスのうち住戸専用部分からのみ点検するものについては、住戸専用部分に含める。

バルコニーに設置する物置については、住戸専用部分に含める。

3 共用部分

共用部分は、住戸専用部分以外の部分で、以下に定める部分又はこれらに類する部分とする。

なお、共同施設及び共用部分で主体附帯工事費の増額(特例加算)として交付金を受ける部分については、床面積に算入しない。

(1)バルコニー

住戸に附属するもの及び専ら避難の用に供するものを、バルコニーとして共用部分に含める。

(2)共用廊下、渡り廊下

住戸の玄関前ポーチは共用部分に含める。

共用廊下に面する出窓(地袋を有するもの等建築基準法上の床面積であるものを除く。)については、外壁の中心線より外側の部分を、共用部分に含める。

(3)共用階段、スロープ

最下階の階段下部分(住棟と一体的に工事を行う場合に限る。)を、共用部分に含める。

(4)住棟玄関ホール、出入口等

底線より内側で、両側が壁又は手すり等で囲まれている部分を、共用部分に含める。

(5)エレベーター

エレベーターホール、エレベーターシャフト(停止階に限る。)、機械室(機械室に通じる階段で屋根を有するものを含む。)を、共用部分に含める。

(6)パイプシャフト、メーターボックス

共用廊下等の共用部分から点検するものを、共用部分に含める。

(7)物置等

居住の用に供する部分に附属していても、共用部分(バルコニーは除く。)又は住棟外からのみ使用する形態のものを、共用部分に含める。

(8)電気室、受水槽室、自転車置場、ごみ置場等

住棟内に設置するものに限り、共用部分に含める。

4 床面積の算定方法

床面積の算定方法は、原則として、屋根を有する部分のうち、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。ただし、ピロティ等で当該部分を区画する壁の一部を有しない場合は、屋根を有する部分で、壁及び柱、梁又は手すり等床の区画の標識とみなされるものの中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。

バルコニー(住戸に附属し、かつ、専ら避難の用に供するものに限る。)についてはその床面積の3分の1とする。

5 地階がある場合の取り扱い

建築基準法上の地階の住戸を有する住棟の場合、主体附帯工事費の算定にあたっては、地上階数と地下階数を合算した階数を、地上階数と読み替える。

○一住棟内で異なる標準主体附帯工事費が適用される場合の1戸当たりの平均床面積及び平均工事費の算定方法

1 1戸当たりの平均床面積の算定方法

以下の手順で算定する。

- (1) バルコニー(住戸に付属し、かつ、その利用が各住戸に特定されるものに限る。以下同じ。)を除いた共用部分の床面積を、各住戸専用部分の床面積で面積按分を行う。
- (2) (1)に住戸専用部分、バルコニーの床面積を加えて、住戸ごとの床面積を求める。
- (3) 異なる標準主体附帯工事費が適用される部分ごとに、(2)を平均して、平均床面積を求める。なお、標準主体附帯工事費の区分が同一であっても、事業の進め方に 応じ、以下のとおり面積按分を行う範囲を区分して算定しても差し支えない。
 - ・住棟が複数年度にわたり施工される場合で、年度間で工事範囲を区分するものにあつては、各年度で区分された工事範囲ごと。
 - ・住棟が建築計画上別棟とみなすことが合理的な場合にあつては、別棟とみなした部分ごと。

2 1戸当たりの平均工事費の算定方法

原則として、以下の手順で算定する。

- (1) 各住戸専用部分ごとの工事費及び共用部分の工事費を算定する。
住戸専用部分か共用部分かを特定できない工事(仮設、躯体、外壁仕上げ、屋根等)の費用については、各住戸専用部分の床面積と共用部分の床面積で面積按分を行い、それぞれに加える。
- (2) (1)で求めた共用部分の工事費を、各住戸専用部分の床面積で面積按分を行う。
- (3) (2)に(1)で算定した各住戸専用部分の工事費を加算し、住戸ごとの工事費を算定する。
- (4) 異なる標準主体附帯工事費が適用される部分ごとに、(3)を用いて、平均工事費を求める。

なお、上記方法が困難な場合は、総工事費を標準主体附帯工事費が異なる部分ごとの住戸専用部分の床面積と共用部分の床面積で面積按分等を行っても差し支えない。

3 上層階を後退させ階数の異なる構造を有する住棟の場合

1戸当たり平均床面積の算定方法は、Ⅲ1に示す方法による。

1戸当たりの平均工事費の算定方法は、別紙「特定優良賃貸住宅供給促進事業に係る共同施設等整備費の標準工事費等の取り扱いについて(平成9年建設省住事発第1号)」の考え方を準用する。